

[異常時通報連絡の公表文（様式 1 - 1）]

伊方 3 号機 低圧給水加熱器伝熱管の損傷について

R 2. 2. 10
原子力安全対策推進監
(内線 2352)

[異常の区分]

国への法律に基づく報告対象事象		有 ・ 無 [評価レベル -]
県の公表区分		A ・ B ・ C
外部への放射能の放出・漏えい		有 ・ 無 [漏えい量 -]
異常の概要	発生日時	令和 2 年 1 月 1 7 日 1 1 時 2 5 分
	発生場所	1 号 ・ 2 号 3 号 ・ 共用設備
		管理区域内 ・ 管理区域外
種 類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設備の故障、異常 ・ 地震、人身事故、その他 	

[異常の内容]

1 月 17 日 (金) 11 時 30 分、四国電力(株)から、伊方発電所の異常に係る通報連絡がありました。その概要は、次のとおりです。

- 1 伊方発電所 3 号機第 15 回定期検査中のところ、1 月 17 日 (金) 11 時 25 分、第 2 低圧給水加熱器 3 B の伝熱管真空リークテストにおいて、伝熱管に漏えいのあることが確認された。
- 2 今後、詳細調査を実施することとする。
- 3 なお、本事象による環境への放射能の影響はない。

県では、原子力センターの職員を伊方発電所に派遣し、現場の状況等を確認しております。

(伊方発電所及び周辺の状況)

[事象発生時の状況]

原子炉の運転状況	1 号機	廃止措置中
	2 号機	平成 30 年 5 月 23 日運転終了 (第 23 回定期検査中)
	3 号機	運転中 ・ 停止中
発電所の排気筒・放水口モニタ値の状況		通常値 ・ 異常値
周辺環境放射線の状況		通常値 ・ 異常値

(参考)

1 国への法律に基づく報告対象事象

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づき、国（原子力規制委員会原子力規制庁等）に対し、一定レベル以上の事故・故障等を報告することが義務付けられている。

国への法律に基づく報告対象事象に該当すれば、国際原子力機関が定めた評価尺度に基づき、7から評価対象外までの9段階の評価レベルが示されるので、異常の程度を判断する目安となる。評価対象外以下のものについては、安全に関係しない事象とされている。

2 県の公表区分

区分	内 容
A	○安全協定書第11条第2項第1号から第10号までに掲げる事態 （放射能の放出、原子炉の停止、出力抑制を伴う事故・故障、国への報告対象事象 等） ○社会的影響が大きくなるおそれがあると認められる事態 （大きな地震の発生、救急車の出動要請、異常な音の発生 等） ○その他特に重要と認められる事態
B	○管理区域内の設備の異常 ○発電所の運転・管理に関する重要な計器の機能低下、指示値の有意な変化 ○原子炉施設保安規定の運転上の制限が一時的に満足されないとき ○その他重要と認められる事態
C	○区分A，B以外の事項

3 管理区域内・管理区域外

その場所に立ち入る人の被ばく管理等を適切に実施するため、一定レベル（3月間に1.3ミリシーベルト）を超える被ばくの可能性がある区域を法律で管理区域として定めている。原子炉格納容器内や核燃料、使用済燃料の貯蔵場所、放射能を含む一次冷却水の流れている系統の範囲、液体、気体、固体状の放射性廃棄物を貯蔵、処理廃棄する場所等が管理区域に該当する。

異常発生場所が管理区域の内か外かによって、異常の程度を判断する目安となる。

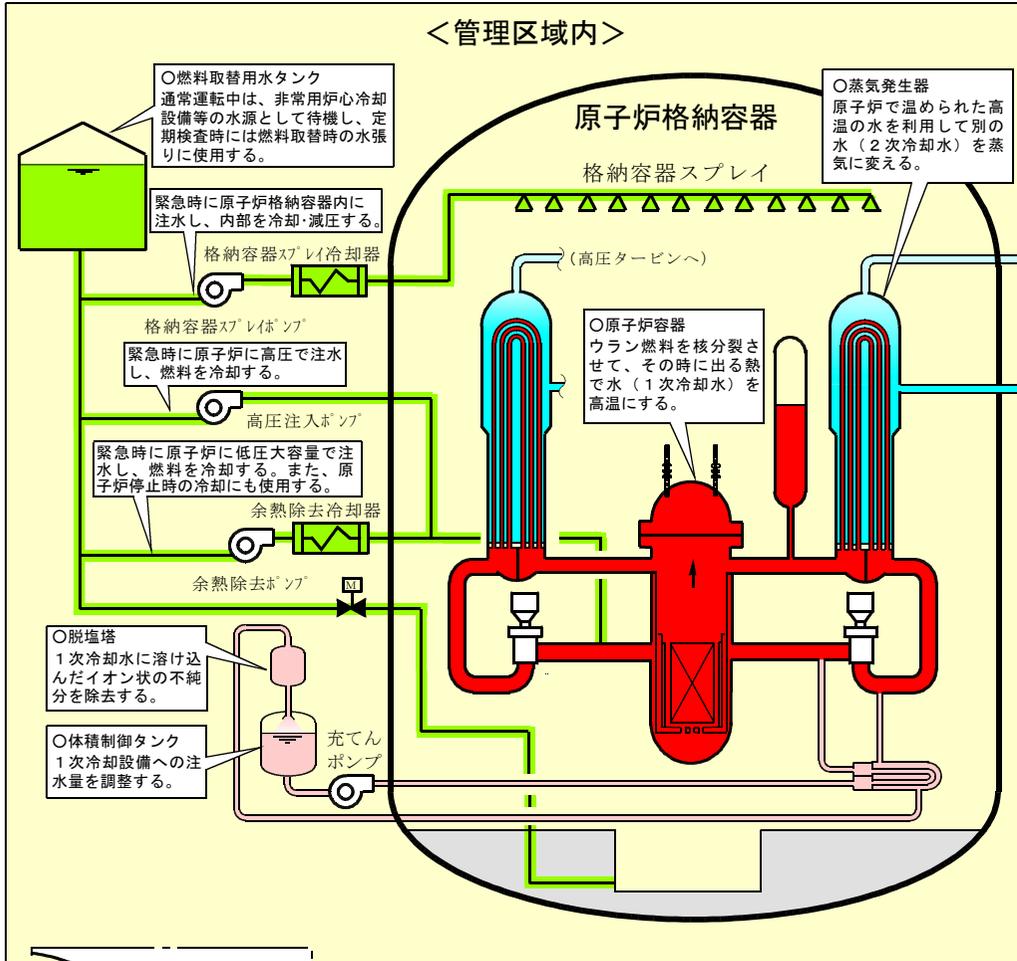
伊 方 発 電 所 情 報

(お知らせ)

発信年月日	令和 2年 1月17日 (金) 11時 30分		
発信者	伊方発電所 池田		
当 該 機	号機 (定格出力)	1号機	2号機
	発生時 状 況	廃止措置中	平成30年5月23日 運転終了(第23回 定期検査中)
		3号機 (890MW)	
		1.出力—MWにて (通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下)中 2.第15回 定期検査中	
発生状況 概 要	設備トラブル ・ 人身事故 ・ 地震 ・ その他		
	<p>1. 発生日時： 1月 17日 11時 25分</p> <p>2. 場 所： 伊方発電所3号機 タービン建屋1階(管理区域外)</p> <p>3. 状 況：</p> <p>伊方発電所3号機は定期検査中のところ、本日11時25分、第2低圧給水加熱器^{※1}3Bの伝熱管真空リークテスト^{※2}において、伝熱管に漏えいのあることが確認されました。 今後、詳細調査を実施することとします。 なお、本事象による環境への放射能の影響はありません。</p> <p>※1 タービンの蒸気により、蒸気発生器への給水を加熱する機器</p> <p>※2 伝熱管の片側にゴム栓をして、反対側から真空引きを実施する。その状態で保持し、真空の低下状況により、漏えいの有無を確認する。</p>		
運転状況	1号機：廃止措置中 2号機：平成30年5月23日運転終了(第23回定期検査中) 3号機：(通常運転・調整運転・出力上昇・出力降下・ 定検停止) 中		
備 考			

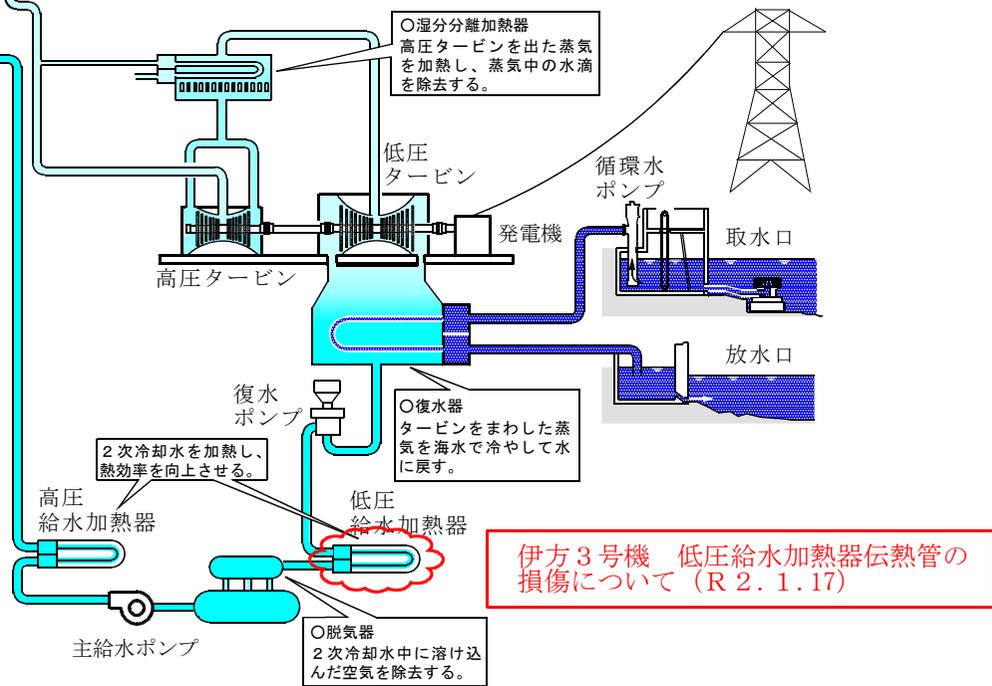
伊方発電所 基本系統図

今回公表

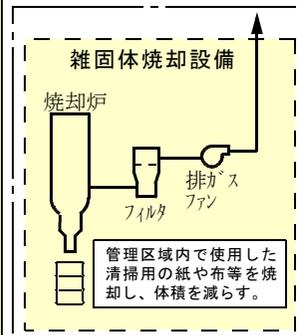
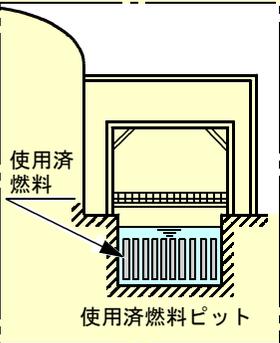


[凡例]

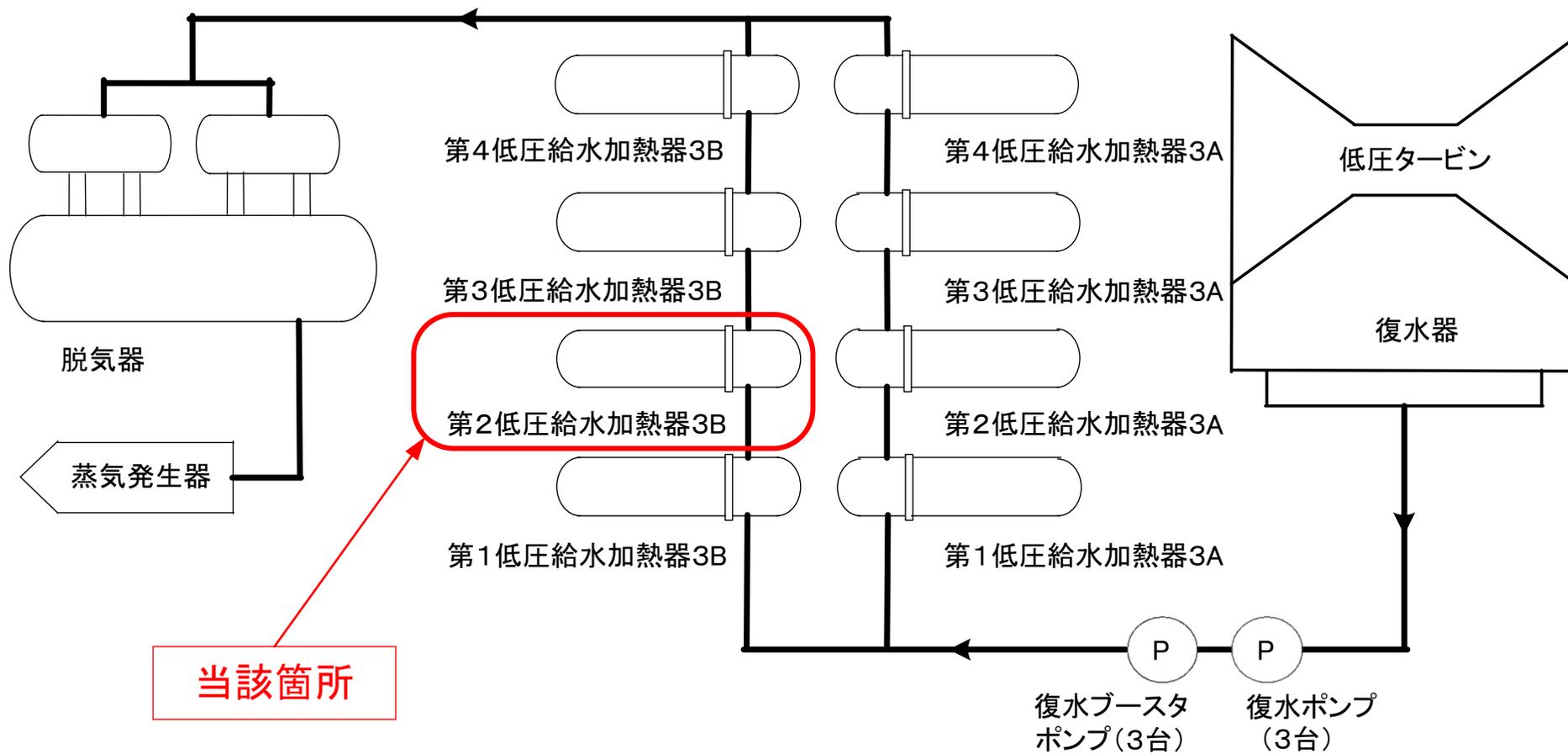
- : 原子炉で発生した熱を蒸気発生器に伝える設備（1次冷却設備）[放射性物質を含む]
- : 緊急時に原子炉等を冷やす設備（非常用炉心冷却設備等）[放射性物質を含む]
- : 1次冷却水の水質・水量を調整する設備（化学体積制御設備）[放射性物質を含む]
- : 蒸気発生器でできた蒸気でタービンをまわし発電する設備（2次冷却設備）[放射性物質を含まない]
- : 管理区域 [原子炉格納容器、使用済燃料等の貯蔵、放射性廃棄物の廃棄等の場所であって、その場所の放射線が一定レベル(3月間に1.3ミリシーベルト)を超える恐れのある場所 [実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第1条第2項第4号に規定]



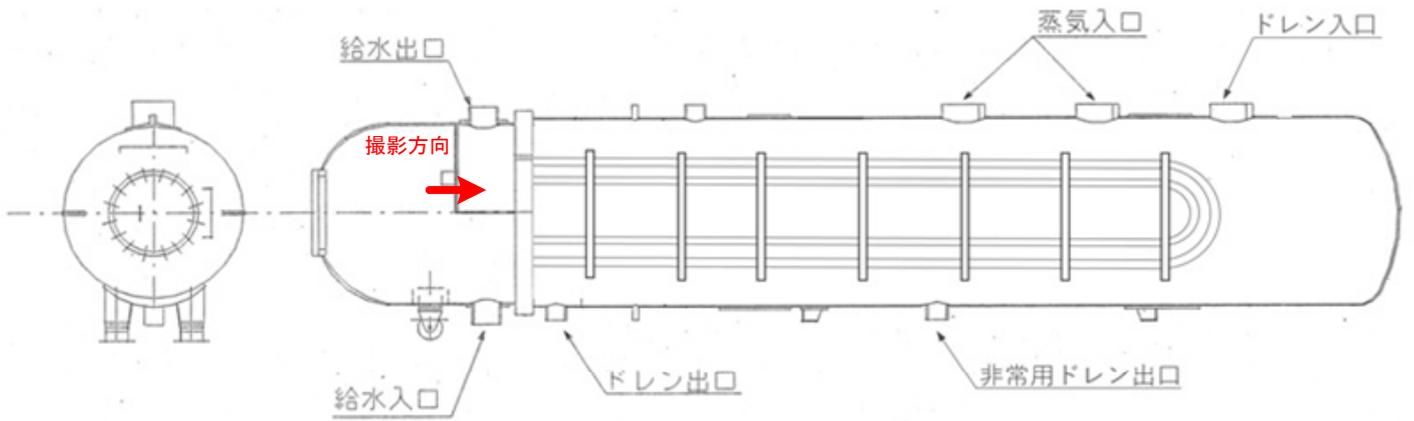
伊方3号機 低圧給水加熱器伝熱管の損傷について (R2.1.17)



伊方発電所3号機 復水系統概略図



伊方発電所 3号機 第2 低圧給水加熱器 3 B 現地状況



当該箇所

点検用の目印

用語解説

○低圧給水加熱器

タービンから排気される蒸気を利用して、蒸気発生器への給水を加熱する熱交換器。給水は内部で伝熱管を通過しながら蒸気で加熱される。

○真空リークテスト

伝熱管の片側にゴム栓をして、反対側から真空引きを実施する。その状態で保持し、真空の低下状況により、漏えいの有無を確認する。

